

10 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、協定規則第94号の技術的な要件に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であり、かつ、当該車両の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

11 (略)

12 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、協定規則第95号の技術的な要件に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

13・14 (略)

15 保安基準第18条第5項第2号の運転者席の着席基準点とは、人体模型を I S O 6549 : 1999 に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

16～22 (略)

(座席ベルト等)

**第108条** (略)

2・3 (略)

4 座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）の強度、取付位置等に關し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版補足改訂版の規則5.、6. 及び7. に限る。）に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第9改訂版補足改訂版の規則5.4.2.4. の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版補足改訂版の規則6.4.3. に限る。）に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735 N を加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。

一 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。）協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版補足改訂版の規則5.2.1.、5.4.1. から5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から5.4.3.4. まで、6.3.2. から6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び7.3. に限る。）に定める基準

二 (略)

10 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、協定規則第94号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であり、かつ、当該車両の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

11 (略)

12 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、協定規則第95号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

13・14 (略)

15 保安基準第18条第5項第三号の運転者席の着席基準点とは、人体模型を I S O 6549 : 1999 に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

16～22 (略)

(座席ベルト等)

**第108条** (略)

2・3 (略)

4 座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）の強度、取付位置等に關し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、「協定規則第14号の技術的な要件」 に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第9改訂版5.4.2.4. の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則6.4.3. に限る。）に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735 N を加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。

一 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。）協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則5.2.1.、5.4.1. から5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から5.4.3.4. まで、6.3.2. から6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び7.3. に限る。）に定める基準

二 (略)

6~12 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 (略)

二 協定規則第16号（同規則第8改訂版補足改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト  
三～五 (略)

(自動車の騒音防止装置)

**第118条** 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 新たに運行の用に供しようとする自動車は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 二輪自動車 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.（6.3.及び6.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

ロ (略)

四・五 (略)

2 (略)

3 自動車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める消音器に該当するものでなければならない。

一～三 (略)

四 第1号及び第2号に掲げる自動車以外の自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1) 二輪自動車（側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである自動車

(2) (略)

(3) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

(制動灯)

**第134条** (略)

2 (略)

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂

6~12 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 (略)

二 協定規則第16号（同規則第8改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト  
三～五 (略)

(自動車の騒音防止装置)

**第118条** 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 新たに運行の用に供しようとする自動車は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 二輪自動車 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.（6.3.及び6.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

ロ (略)

四・五 (略)

2 (略)

3 自動車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める消音器に該当するものでなければならない。

一～三 (略)

四 第1号及び第2号に掲げる自動車以外の自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1) 二輪自動車（側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである自動車

(2) (略)

(3) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

(制動灯)

**第134条** (略)

2 (略)

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂

版補足改訂版の規則5.2.22.に限る。)に定める制動信号(二輪自動車に備えるものにあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第5改訂版の規則5.1.17.に限る。)に定める制動信号)を発する場合に点灯する構造であること。

二～九 (略)

4 (略)

(緊急制動表示灯)

第139条の2 (略)

2 (略)

3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一～五 (略)

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。)

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。)

八・九 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2～7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備えられた後部白色反射物であって協定規則第110号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第2改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。)に掲げるものにあっては、この限りでない。

9～13 (略)

(自動運行装置)

第150条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

版補足改訂版の規則5.2.22.に限る。)に定める制動信号(二輪自動車に備えるものにあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.17.に限る。)に定める制動信号)を発する場合に点灯する構造であること。

二～九 (略)

4 (略)

(緊急制動表示灯)

第139条の2 (略)

2 (略)

3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一～五 (略)

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.15.に限る。)

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.15.に限る。)

八・九 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2～7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備えられた後部白色反射物であって協定規則第110号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第2改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。)に掲げるものにあっては、この限りでない。

9～13 (略)

(自動運行装置)

第150条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 自動運行装置の作動中、施行規則第31条の2の2第4項の規定により付された条件（第5条又は第83条の規定を適用する場合にあっては、施行規則第31条の2の2第1項第3号の状況）（以下「走行環境条件」という。）を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は第5号の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。

四 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、前号の警報を発するものであること。この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は次号の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、自動運行装置は、作動していないものとみなす。

#### 五・六 （略）

七 自動運行装置若しくはリスク最小化制御の作動中又は第3号若しくは第4号の警報が発せられている間、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。

#### 八～十三 （略）

十四 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5t以下のもののうち、自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。）にあっては、協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則5.、6. 及び7.に限る。）に定める基準に適合するものであること。この場合において、協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則5.、6. 及び7.に限る。）に適合する自動車であって、第6号の規定の適用を受けるものは、同号の規定にかかわらず、第3号の警報を発した10秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は第6号の基準に適合するものとし、協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則5.5.1.に限る。）にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ当該装置が車線変更操作（路肩に対するものを含む。）を実行することができるものとする。

十五 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次のイ又はロに掲げる自動車の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合するものであること。

イ 前号の基準に適合する自動運行装置を備える自動車 協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則8.（規則8.4.1.を除く。）に限る。）に定める基準及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.の基準。この場合において、同別添3.3.1.中「3.1.」とあり、及び同別添3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.6.まで」とあるのは、「協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則8.3.に限る。）」と読み替えるものとする。

ロ 自動運行装置を備える自動車（イに掲げる自動車を除く。） 別添123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準

三 自動運行装置の作動中、施行規則第31条の2の2第4項の規定により付された条件（第5条又は第83条の規定を適用する場合にあっては、施行規則第31条の2の2第1項第3号の状況）（以下「走行環境条件」という。）を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は第5号の制御が開始した場合にのみ終了することができる。

四 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、前号の警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は次号の制御が開始した場合にのみ終了することができる。

#### 五・六 （略）

七 自動運行装置又はリスク最小化制御の作動中、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。

#### 八～十三 （略）

十四 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。）にあっては、別添122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」に定める基準に適合すること。この場合において、これと同等以上の性能を有するものは、当該基準に適合するものとみなす。

十五 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、別添123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

（新設）

（新設）

(長さ、幅及び高さ)

**第162条** 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 (略)

四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置、側面周辺監視装置（その突出量が保安基準第2条第2項第3号及び第4号に定める突出量を超えないものに限る。以下この号において同じ。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

一 (略)

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備えるもの（第215条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。第178条第4項第10号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 (略)

3 (略)

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 (略)

二 後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置にあっては、取り付けられた状態

5 保安基準第2条第2項第4号の告示で定める装置は、周辺監視装置とし、同号の告示で定める突出量は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める突出量とする。ただし、当該各号に定める突出量を超えて突出する場合において、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が、保安基準第2条第1項に規定する幅を超えない場合は、この項の規定は、適用しない。

一 側方衝突警報装置を備える自動車 その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

二 前号に掲げる自動車以外の自動車 その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

(操縦装置)

**第168条** (略)

2 自動車（二輪自動車及び前項の自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関する保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

表1 (略)

(長さ、幅及び高さ)

**第162条** 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 (略)

四 車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

一 (略)

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（第215条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。以下第178条第4項第11号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 (略)

3 (略)

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 (略)

二 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置にあっては、取り付けられた状態

(新設)

(操縦装置)

**第168条** (略)

2 自動車（二輪自動車及び前項の自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関する保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

表1 (略)

表2

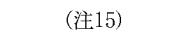
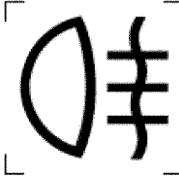
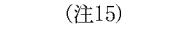
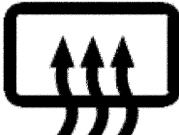
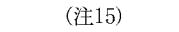
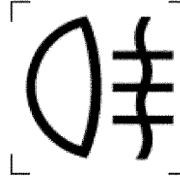
識別対象装置	識別表示（注17）	照明	色
(略)	(略)	(略)	(略)
前部霧灯の操作装置		不要	—
前部霧灯のテルテール	 (注15)	—	緑
後部霧灯の操作装置		不要	—
後部霧灯のテルテール	 (注15)	—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)
デフロスタのテルテール		—	黄
後部デフロスタ（後面ガラスの水滴等の 曇りを除去するための装置をいう。以下 同じ。）の操作装置		要	—
後部デフロスタのテルテール	 (注15)	—	黄

表2

識別対象装置	識別表示（注17）	照明	色
(略)	(略)	(略)	(略)
前部霧灯の操作装置		不要	—
前部霧灯のテルテール		—	緑
後部霧灯の操作装置		不要	—
後部霧灯のテルテール		—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)
デフロスタのテルテール		—	黄
後部デフロスタ（後面ガラスの水滴等の 曇りを除去するための装置をいう。以下 同じ。）の操作装置		要	—
後部デフロスタのテルテール		—	黄

(略)	(略)	(略)	(略)
駐車灯の操作装置		不要	—
駐車灯のテルテール	(注15)	—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
原動機（予熱）のテルテール		—	黄
チョークのテルテール		—	—
(略)	(略)	(略)	(略)

注1～注20 (略)

3・4 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
駐車灯の操作装置		不要	—
駐車灯のテルテール		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
原動機（予熱）のテルテール		—	黄
チョークのテルテール		—	—
(略)	(略)	(略)	(略)

注1～注20 (略)

3・4 (略)

## (車枠及び車体)

## 第178条 (略)

2~3 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。

一~九 (略)

十 方向指示器のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器若しくは高さ2m以下に取り付けられた側面周辺監視装置が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあってはこの限りでない。

5~7 (略)

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一~三 (略)

9 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等による変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一~三 (略)

10 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一~五 (略)

11 (略)

## (車枠及び車体)

## 第178条 (略)

2~11 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。

一~九 (略)

十 保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあってはこの限りではない。

5~7 (略)

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一~三 (略)

9 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等による変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一~三 (略)

10 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一~五 (略)

11 (略)

12 保安基準第18条第5項第2号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をISO6549:1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

13~17 (略)

(座席ベルト等)

**第186条** (略)

2~12 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 (略)

二 協定規則第16号（同規則第8改訂版補足改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三~五 (略)

(自動車の騒音防止装置)

**第196条** (略)

2 (略)

3 自動車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める消音器に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1) 二輪自動車（側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである自動車

(2) (略)

(3) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

(制動灯)

**第212条** (略)

2 (略)

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.2.22.に限る。）に定める制動信号（二輪自動車に備えるものにあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.1.17.に限る。）に定める制動信号）を発する場合に点灯する構造であること。

二~九 (略)

4 (略)

12 保安基準第18条第5項第三号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をISO6549:1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

13~17 (略)

(座席ベルト等)

**第186条** (略)

2~12 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 (略)

二 協定規則第16号（同規則第8改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三~五 (略)

(自動車の騒音防止装置)

**第196条** (略)

2 (略)

3 自動車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める消音器に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1) 二輪自動車（側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである自動車

(2) (略)

(3) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

(制動灯)

**第212条** (略)

2 (略)

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.2.22.に限る。）に定める制動信号（二輪自動車に備えるものにあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.17.に限る。）に定める制動信号）を発する場合に点灯する構造であること。

二~九 (略)

4 (略)

## (その他の灯火等の制限)

## 第218条 (略)

2~7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備えられた後部白色反射物であって協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第2改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。）に掲げるものにあっては、この限りでない。

9~13 (略)

(制動装置)

## 第242条 (略)

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km/h未満の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車（最高速度25km/h未満のものを除く。）には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一~九 (略)

3・4 (略)

(警音器)

**第250条** 警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第64条第2項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第6改訂版の規則6.に限る。）に定める基準を準用する。  
 2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第64条第3項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第6改訂版の規則14.に限る。）に定める基準を準用する。  
 （後写鏡）

**第251条** 原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないもの及び最高速度20km/h未満のものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準とする。

## (その他の灯火等の制限)

## 第218条 (略)

2~7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備えられた後部白色反射物であって協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。）に掲げるものにあっては、この限りでない。

9~13 (略)

(制動装置)

## 第242条 (略)

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km/h未満の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車（最高速度25km/h未満のものを除く。）には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一~九 (略)

3・4 (略)

(警音器)

**第250条** 警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第64条第2項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則6.に限る。）に定める基準を準用する。  
 2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第64条第3項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則14.に限る。）に定める基準を準用する。  
 （後写鏡）

**第251条** 原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないもの及び最高速度20km/h未満のものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準とする。

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後写鏡にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則15.に限る。）に定める基準

二・三 (略)

(消音器)

**第252条** 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.に限る。）に定める技術的な要件に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

2 (略)

(座席ベルト等)

**第254条の2 (略)**

2 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第66条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足改訂版の規則6.及び7.に限る。）に定める基準とする。

(制動装置)

**第258条 (略)**

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km/h未満の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車（最高速度25km/h未満のものを除く。）には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九 (略)

3・4 (略)

(緊急制動表示灯)

**第265条の2 (略)**

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の3第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～五 (略)

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後写鏡にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則15.に限る。）に定める基準

二・三 (略)

(消音器)

**第252条** 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.に限る。）に定める技術的な要件に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

2 (略)

(座席ベルト等)

**第254条の2 (略)**

2 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第66条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則6.及び7.に限る。）に定める基準とする。

(制動装置)

**第258条 (略)**

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km/h未満の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車（最高速度25km/h未満のものを除く。）には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九 (略)

3・4 (略)

(緊急制動表示灯)

**第265条の2 (略)**

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の3第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～五 (略)

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。）

3 (略)

(消音器)

**第268条** 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 新たに運行の用に供しようとする二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6. (6.3.及び6.4.を除く。)に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

四 (略)

五 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第3号に掲げる基準に適合するものとする。

イ (略)

ロ 協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

2 (略)

3 原動機付自転車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一・二 (略)

三 第1号に掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。）次に掲げるいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

(1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.15.に限る。）

3 (略)

(消音器)

**第268条** 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 新たに運行の用に供しようとする二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6. (6.3.及び6.4.を除く。)に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

四 (略)

五 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第3号に掲げる基準に適合するものとする。

イ (略)

ロ 協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

2 (略)

3 原動機付自転車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一・二 (略)

三 第1号に掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。）次に掲げるいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

(1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

(2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版又はこれと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車  
(消音器)

**第284条** 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前号に掲げる基準に適合するものとする。

イ (略)

ロ 協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

2 (略)

3 原動機付自転車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。）次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

(1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.1. 及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

(2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版又はこれと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

別添38 近接排気騒音の技術基準

1. ~3. 1. (略)

3. 2. マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

一～四 (略)

五 開口部を複数有し、その中心間隔（細目告示第118条第1項第4号イ(3)若しくはハ、第196条第1項第3号イ、第268条第1項第4号イ(3)若しくはロ又は第284条第1項第3号の規定が適用される自動車にあっては、排気流の軸に垂直な平面に沿って測定した間隔をいう。以下この号において同じ。）が0.3mを超える場合（細目告示第118条第1項第4号ロ(3)若しくはニ

(2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版又はこれと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

(消音器)

**第284条** 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前号に掲げる基準に適合するものとする。

イ (略)

ロ 協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

2 (略)

3 原動機付自転車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。）次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

(1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.1. 及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

(2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版又はこれと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

別添38 近接排気騒音の技術基準

1. ~3. 1. (略)

3. 2. マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

一～四 (略)

五 開口部を複数有し、その中心間隔が0.3mを超える場合（細目告示第118条第1項第4号ロ(3)若しくはニ又は第196条第1項第3号の規定が適用される自動車にあっては、開口部を複数有し、その中心間隔が0.3mを超える場合又は消音器を複数有する場合）は、それぞれの開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。また、開口部の中心間隔が0.3m以

又は第196条第1項第3号口の規定が適用される自動車にあっては、開口部を複数有し、その中心間隔が0.3mを超える場合又は消音器を複数有する場合)は、それぞれの開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。また、開口部の中心間隔が0.3m以下の場合(細目告示第118条第1項第4号口(3)若しくは二又は第196条第1項第3号口の規定が適用される自動車にあっては、排気管が1個の消音器に接続するものに限る。)は、最も後方(最も後方の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方かつ外側の開口部を複数有する場合は、その上方)の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。この場合において、排気が漏れている部位は排気管開口部とみなす。

4. ~5. 3. (略)

図1・図2 (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ~4. 24. 8. 3. 1. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 1. 2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。)

4. 24. 8. 3. 2. ~4. 24. 8. 3. 2. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 2. 2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。)

4. 24. 9. ~4. 27. 7. 2. (略)

4. 27. 7. 3. 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が $15\text{km/h}$ を超えた場合には、消灯する構造であること。

4. 28. ~4. 28. 3. (略)

別紙1~別紙13 (略)

別添78 盜難発生警報装置の技術基準

1. ~5. 2. 15. (略)

別紙1 (略)

別紙2 電磁両立性試験

電磁両立性の試験は、試験施設に応じ、1. 及び2. に規定する試験方法のいずれかにより実施するものとする。

1. ~1. 5. (略)

1. 6. 放射高周波障害に対する免疫性

盜難発生警報装置の免疫性に関する試験は協定規則第10号第6改訂版補足改訂版の規定に従って、自動車全体の試験は当該規則の別紙6に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙9で説明した方法により、実施することができる。

1. 7. (略)

1. 8. 放射障害

盜難発生警報装置に対し、協定規則第10号第6改訂版補足改訂版の規定による無線周波妨害抑止試験を実施するものとする。自動車全体の試験は当該規則の別紙4及び別紙5に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙7及び別紙8に規定する方法に従って実施するものとする。

別紙3 (略)

下の場合(細目告示第118条第1項第4号口(3)若しくは二又は第196条第1項第3号口の規定が適用される自動車にあっては、排気管が1個の消音器に接続するものに限る。)は、最も後方(最も後方の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方かつ外側の開口部を複数有する場合は、その上方)の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。この場合において、排気が漏れている部位は排気管開口部とみなす。

4. ~5. 3. (略)

図1・図2 (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ~4. 24. 8. 3. 1. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 1. 2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。)

4. 24. 8. 3. 2. ~4. 24. 8. 3. 2. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 2. 2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。)

4. 24. 9. ~4. 27. 7. 2. (略)

4. 27. 7. 3. 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が $10\text{km/h}$ を超えた場合には、消灯する構造であること。

4. 28. ~4. 28. 3. (略)

別紙1~別紙13 (略)

別添78 盗難発生警報装置の技術基準

1. ~5. 2. 15. (略)

別紙1 (略)

別紙2 電磁両立性試験

電磁両立性の試験は、試験施設に応じ、1. 及び2. に規定する試験方法のいずれかにより実施するものとする。

1. ~1. 5. (略)

1. 6. 放射高周波障害に対する免疫性

盜難発生警報装置の免疫性に関する試験は協定規則第10号第6改訂版の規定に従って、自動車全体の試験は当該規則の別紙6に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙9で説明した方法により、実施することができる。

1. 7. (略)

1. 8. 放射障害

盜難発生警報装置に対し、協定規則第10号第6改訂版の規定による無線周波妨害抑止試験を実施するものとする。自動車全体の試験は当該規則の別紙4及び別紙5に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙7及び別紙8に規定する方法に従って実施するものとする。

別紙3 (略)

## 別添98 原動機付自転車の制動装置の技術基準

1. ~4. 2. 2. (略)
4. 2. 3. フェード試験
  - 3. 2. 3. の試験を行ったとき、試験原付車は走行可能な状態であること。
4. 2. 3. 1. ~4. 4. 1. (略)

## 別添111 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準

1. ~3. (略)

## 3. 1. 試験方法

協定規則第34号に定める方法（同規則第3改訂版補足第2改訂版の附則4に限る。）、協定規則第153号に定める方法（同規則補足改訂版の規則6.1.に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.（3.2.3.において準用する3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までの規定並びに3.2.4.中の「また、」以下の規定を除く。）に定める方法とする。この場合において、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.2.の規定中「は、燃料タンク及び配管に干渉するおそれのある部品を除き」とあるのは「のうち試験結果に影響するおそれのない部品にあっては」と、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.3.の規定中「する。」とあるのは「する。この場合において、原動機又は電気エネルギー変換システムを作動させるために、適量の使用燃料の供給を行うものとして燃料装置の改造を行うことができる。」と、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.5.の規定中「燃料タンク及び配管以外の装置については、代用液を入れなくても差し支えない。」とあるのは「オイル類等の液体は抜いてもよい。」と読み替えるものとする。

4. ~6. (略)

## 別紙1～別紙4 (略)

## 別添112 後付消音器の技術基準

- I (略)

## II 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1. (略)
2. 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験
  2. 1. 第1節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験
 

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

    - (1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.2.、6.3.及び6.4.に限る。）に適合すること。
    - (2) (略)
  2. 2. 第2節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験
 

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

    - (1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.2.に限る。）に適合すること。
    - (2) (略)

2. 3. (略)

## 別添98 原動機付自転車の制動装置の技術基準

1. ~4. 2. 2. (略)
4. 2. 3. フェード試験
  - 3. 2. 2. の試験を行ったとき、試験原付車は走行可能な状態であること。
4. 2. 3. 1. ~4. 4. 1. (略)

## 別添111 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準

1. ~3. (略)

## 3. 1. 試験方法

協定規則第34号に定める方法（同規則第3改訂版補足第2改訂版の附則4に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.（3.2.3.において準用する3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までの規定並びに3.2.4.中の「また、」以下の規定を除く。）に定める方法とする。この場合において、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.2.の規定中「は、燃料タンク及び配管に干渉するおそれのある部品を除き」とあるのは「のうち試験結果に影響するおそれのない部品にあっては」と、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.3.の規定中「する。」とあるのは「する。この場合において、原動機又は電気エネルギー変換システムを作動させるために、適量の使用燃料の供給を行うものとして燃料装置の改造を行うことができる。」と、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.5.の規定中「燃料タンク及び配管以外の装置については、代用液を入れなくても差し支えない。」とあるのは「オイル類等の液体は抜いてもよい。」と読み替えるものとする。

4. ~6. (略)

## 別紙1～別紙4 (略)

## 別添112 後付消音器の技術基準

- I (略)

## II 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1. (略)
2. 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験
  2. 1. 第1節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験
 

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

    - (1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.2.、6.3.及び6.4.に限る。）に適合すること。
    - (2) (略)
  2. 2. 第2節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験
 

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

    - (1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.2.に限る。）に適合すること。
    - (2) (略)

3. (略)

別記様式 (略)

別添120 削除

別添121 削除

別添122 削除

(道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正)

**第一條**

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 改 正 後

(かじ取装置)

**第七条** (略)

2～10 (略)

11 次の各号に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千百七十五号)第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。ただし、協定規則第七十九号に定める自動命令型操舵機能(同規則第三改訂版補足第三改訂版の2・3・4・1・3・2・3・4・1・5・及び2・3・4・1・6・(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る)に係るもの)を除く。)を備える自動車にあっては、この限りでない。

## 一～四 (略)

12～14 (略)  
(施錠装置等)**第八条** (略)

2～5 (略)

6 平成二十八年八月一日以後に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。)及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る)については、細目告示別添九別紙「1・6・1・8・及び2・3・中「協定規則第10号第6改訂版補足改訂版」を「協定規則第10号第3第10号第3改訂版」へ読み替えていふべし。)。

## 改 正 前

(かじ取装置)

**第七条** (略)

2～10 (略)

11 次の各号に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千百七十五号)第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。ただし、協定規則第七十九号に定める自動命令型操舵機能(同規則第三改訂版補足改訂版の2・3・4・1・3・2・3・4・1・5・及び2・3・4・1・6・(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る)に係るもの)を除く。)を備える自動車にあっては、この限りでない。

## 一～四 (略)

12～14 (略)  
(施錠装置等)**第八条** (略)

2～5 (略)

6 平成二十八年八月一日以後に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。)及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る)については、細目告示別添九別紙「1・6・1・8・及び2・3・中「協定規則第10号第6改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」へ読み替えていふべし。)

別記様式 (略)

別添120 サイバーセキュリティシステムの技術基準

別添121 プログラム等改変システムの技術基準

別添122 高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準